

国立大学法人京都大学教育研究評議会規程及び国立大学法人京都大学部局長会議規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学教育研究評議会規程</b> (平成16年達示第4号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 総長が指名する副学長 (命を受けて校務をつかさどる副学長に限る。)</p> <p>(4) 研究科長、総合生存学館長、地球環境学堂長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</p> <p>(5) 研究科 (次号に定めるものを除く。)の教授 各2名</p> <p>(6) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科、総合生存学館及び地球環境学堂の教授 各1名</p> <p>(7) 附置研究所の長</p> <p>(8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、<u>地域研究統合情報センター</u>、<u>学術情報メディアセンター</u>及び<u>こころの未来研究センター</u>の長</p> <p>(9) 国際高等教育院長</p> <p>(10) 附属図書館長</p> <p>2 前項第5号及び第6号の評議員は、当該研究科、総合生存学館又は地球環境学堂の教授会の議を踏まえて、総長が指名する。</p> <p>3 第1項第5号及び第6号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、<u>学術情報メディアセンター</u>及び<u>こころの未来研究センター</u>の長</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3</p>
<p><b>国立大学法人京都大学部局長会議規程</b> (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事 (非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。)</p> <p>(3) 総長が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長 (第2号に掲げる者を除く。)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

改正前	改正後
<p>(5) 研究科長  (6) 附置研究所の長  (7) 医学部附属病院長  (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、<del>地域研究統合情報センター長</del>、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名  (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長及び国際戦略本部長  (10) 物質—細胞統合システム拠点長及び高等研究院長  (11) 総長が指名する事務本部の部長  (後 略)</p>	<p>(5) }  (6) } (同 左)  (7) }  (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名  (9) }  (10) } (同 左)  (11) }    附 則  この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>